

令和元年12月10日

令和元年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料

(令和元年12月5日付託分)

県土整備局

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表【県土整備局関係】	1
2	神奈川県都市公園条例 新旧対照表	3
3	神奈川県県営住宅条例 新旧対照表	4
4	神奈川県建築士法関係手数料条例 新旧対照表	7
5	二級河川境川河川改修（護岸工）工事（その2）の概要	8
6	県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第2工区）の概要	13
7	県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第3工区）の概要	17
8	有料道路整備事業「三浦縦貫道路」計画 新旧対照表及び対象箇所図	21
9	神奈川県手数料条例 新旧対照表【県土整備局関係】	23

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表【県土整備局関係】

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 （1）・（2）（略）	<u>横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市</u>	1 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 （1）・（2）（略）	<u>市町村</u>
1の2～132（略）	（略）	1の2～132（略）	（略）
133 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 （1）・（2）（略）	<u>市町村（逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村を除く。）</u>	133 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 （1）・（2）（略）	<u>市町村（清川村を除く。）</u>
134・135（略）	（略）	134・135（略）	（略）
136 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 （1）～（33）（略）	<u>鎌倉市、藤沢市及び秦野市</u>	136 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 （1）～（33）（略）	<u>鎌倉市及び藤沢市（左欄（1）から（8）までに掲げる事務、左欄（19）に掲げる事務のうち法第22条第3項において準用する法第14条第5項の規定に係るもの、左欄（26）に掲げる事務のうち法第23条において準用する法第18条第1項の規定に係るもの、左欄（27）に掲げる事務のうち法第23条において準用する法第19条の規</u>

改 正		現 行	
			定に係るもの 及び左欄(28) から(32)まで に掲げる事務 にあつては、 鎌倉市に限 る。)
137～160 (略)	(略)	137～160 (略)	(略)

2 神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正					現 行				
別表第5（第33条、第35条、第37条関係） 有料の公園施設の利用料金					別表第5（第33条、第35条、第37条関係） 有料の公園施設の利用料金				
名 称	区	分	単 位	利用料金の 上限額	名 称	区	分	単 位	利用料金の 上限額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
辻堂海 浜公園	(略)		(略)	(略)	辻堂海 浜公園	(略)		(略)	(略)
	多目的	全面	1時間	3,200円		多目的グラウンド	1時間	310円	
	グラウ ンド	半面	同	1,600円					
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	
備考	(略)				備考	(略)			

3 神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(入居の手続)</p> <p>第13条 公営住宅の入居者として決定した者又は改良住宅の入居者として決定した者（以下「県営住宅入居決定者」という。）は、知事が定める期間内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) 第22条第1項の規定による敷金を納付すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p><u>第14条</u> 削除</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第13条 公営住宅の入居者として決定した者又は改良住宅の入居者として決定した者（以下「県営住宅入居決定者」という。）は、知事が定める期間内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>次条に規定する連帯保証人が連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) 第22条第1項の規定による敷金を納付すること。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p><u>(連帯保証人)</u></p> <p><u>第14条 連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>県営住宅入居決定者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認めるもの</u></p> <p>(2) <u>未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人（保証をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）又は破産者でない者</u></p> <p><u>2 県営住宅の入居者は、連帯保証人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、速やかに連帯保証人を変更しなければならない。ただし、特別な事情があると認められる県営住宅の入居者については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>死亡</u></p> <p>(2) <u>所在が不明になったとき。</u></p> <p>(3) <u>後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは保証をすることにつき補助人の同意を得ることを要する旨の審判を受けたとき又は破産手続開始の決定を受けたと</u></p>

(入居の承継)

第16条 (略)

2 (略)

3 第13条第1項(第2号を除く。)及び第2項の規定は、第1項の承認を得た者について準用する。この場合において、同条第1項中「公営住宅の入居者として決定した者又は改良住宅の入居者として決定した者」とあるのは「第16条第1項の承認を得た者」と、同条第2項中「入居の手続」とあるのは「入居を承継する手続」と、「同項各号」とあるのは「同項第1号」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 県営住宅の入居者の連帯保証人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該連帯保証債務は、免除する。

(1) 死亡

(2) 所在が不明になったとき。

(3) 後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは保証をすることにつき補助人の同意を得ることを要する旨の審判を受けたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。

(4) 失業その他保証能力を著しく減少させ、

き。

(4) 失業その他保証能力を著しく減少させ、又は喪失させる事情が生じたとき。

3 県営住宅の入居者は、連帯保証人を変更しようとする場合は、知事の承認を得なければならない。

4 県営住宅の入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更が生じた場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

(入居の承継)

第16条 (略)

2 (略)

3 第13条第1項(第2号を除く。)第2項及び第3項の規定は、第1項の承認を得た者について準用する。この場合において、同条第1項中「公営住宅の入居者として決定した者又は改良住宅の入居者として決定した者」とあるのは「第16条第1項の承認を得た者」と、同条第2項中「入居の手続」とあるのは「入居を承継する手続」と、「同項各号」とあるのは「同項第1号」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

附 則

<p>又は喪失させる事情が生じたとき。</p> <p><u>3 県営住宅の入居者の連帯保証人に係るこの</u> <u>条例による改正前の神奈川県県営住宅条例</u> <u>(以下「旧条例」という。)第14条第3項の</u> <u>規定は、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>4 県営住宅の入居者の連帯保証人に係る旧条</u> <u>例第14条第4項の規定による届出について</u> <u>は、なお従前の例による。</u></p>	
--	--

4 神奈川県建築士法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第14号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第4条第3項又は第5項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許（指定登録機関が法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合の免許を含む。）	二級建築士又は木造建築士の免許手数料	2万4,400円	1 法第4条第2項又は第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許（指定登録機関が法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合の免許を含む。）	二級建築士又は木造建築士の免許手数料	1万9,300円
2（略）	（略）	（略）	2（略）	（略）	（略）
3 法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料	1万8,500円	3 法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料	1万7,900円
4（略）	（略）	（略）	4（略）	（略）	（略）

5 二級河川境川河川改修（護岸工）工事（その2）の概要

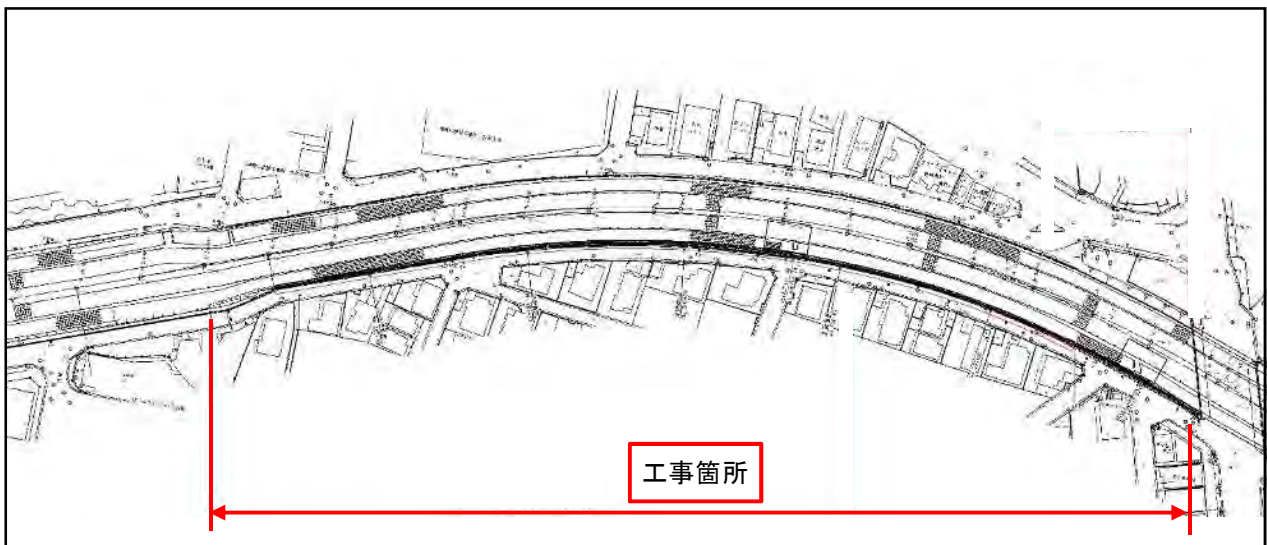
- (1) 工 事 名 称 二級河川境川河川改修（護岸工）工事（その2）
- (2) 工 事 場 所 横浜市瀬谷区橋戸三丁目・大和市深見地先
- (3) 工 事 内 容 境川河川改修工事
鋼管護岸工 一式
- (4) 請 負 契 約 金 額 10億2,523万6,080円
- (5) 請 負 契 約 者 名 村本・浅井・湘南特定建設工事共同企業体
代表者 村本建設株式会社横浜支店
支店長 藤 本 佳 史
所在地 横浜市中区本町3丁目30番地7号

二級河川境川河川改修（護岸工）工事（その2） 概要図

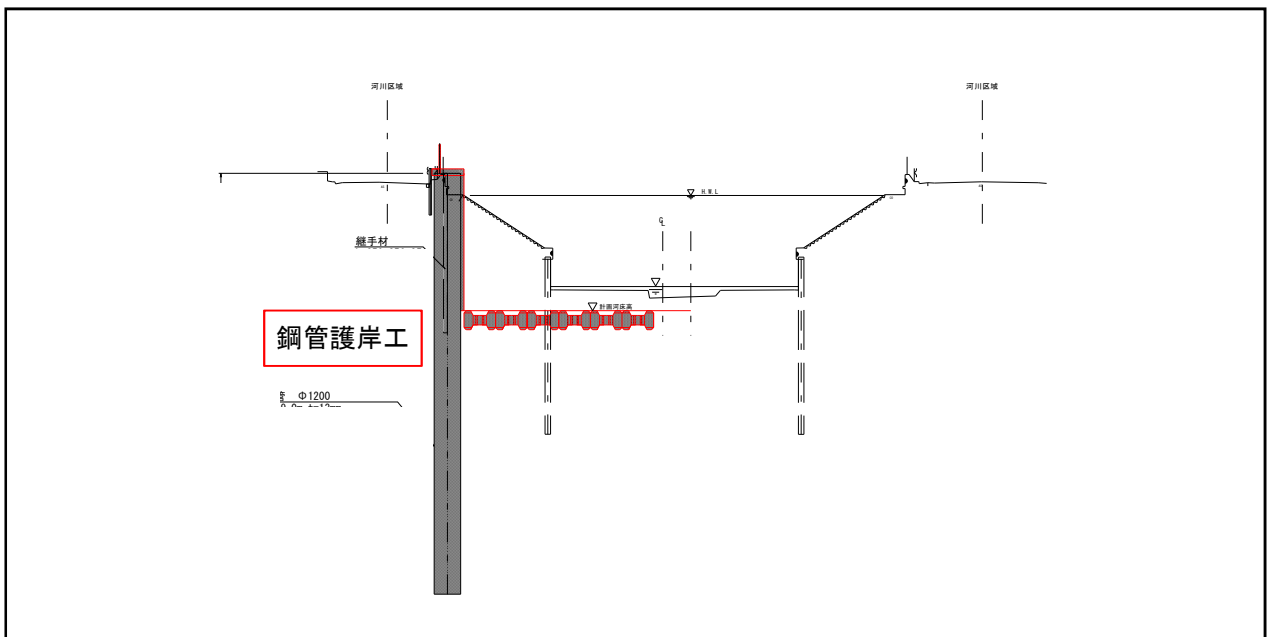
【位置図】



【平面図】



【標準断面図】



入札執行状況調書

工事名称 二級河川境川河川改修（護岸工）工事（その2）

- 1 開札年月日 令和元年10月23日
- 2 落札額 1,025,236,080円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 93,203,280円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第 1 回入札高	
青木あすなろ・水村・岡田特定建設工事共同企業体	横浜市西区北幸	青木あすなろ建設(株)横浜支店	932,032,800	(くじ引き)
大林・小雀・大野特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区鶴屋町	(株)大林組横浜支店	932,032,800	(くじ引き)
東洋・たにもと・錦海運特定建設工事共同企業体	横浜市中区山下町	東洋建設(株)横浜支店	932,032,800	(くじ引き)
西武・池田・小俣特定建設工事共同企業体	横浜市港北区新横浜	西武建設(株)横浜支店	932,032,800	(くじ引き)
熊谷・アコック・関東緑地土木特定建設工事共同企業体	横浜市中区桜木町	(株)熊谷組横浜営業所	932,032,800	(くじ引き)
鴻池・フジタ道路・寺田特定建設工事共同企業体	横浜市中区住吉町	(株)鴻池組横浜支店	932,032,800	(くじ引き)
五洋・ヤマト・日本ビオトップ特定建設工事共同企業体	横浜市中区山下町	五洋建設(株)横浜営業支店	932,032,800	(くじ引き)
戸田・エス・ケイ・ディ・中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市中区本町	戸田建設(株)横浜支店	932,032,800	(くじ引き)
村本・浅井・湘南特定建設工事共同企業体	横浜市中区本町	村本建設(株)横浜支店	932,032,800	落札 (くじ引き)
フジタ・馬淵・林間特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区金港町	(株)フジタ横浜支店	932,032,800	(くじ引き)
名工・都・ハシックス特定建設工事共同企業体	横浜市中区相生町	名工建設(株)横浜営業所	932,032,800	(くじ引き)
鉄建・清田軌道・千代田特定建設工事共同企業体	横浜市中区不老町	鉄建建設(株)横浜支店	932,126,400	
竹中土木・機動・明真特定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲町	(株)竹中土木横浜支店	932,126,400	
大日本土木・佐藤渡辺・亀井工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区真砂町	大日本土木(株)横浜支店	932,129,100	
鹿島・宮内・日栄特定建設工事共同企業体	横浜市中区太田町	鹿島建設(株)横浜支店	932,212,800	
大豊・京急・協和通商特定建設工事共同企業体	横浜市磯子区上中里町	大豊建設(株)横浜営業所	932,626,800	
奥村組・NB建設・三和工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区日本大通	(株)奥村組横浜支店	1,035,000,000	
福田組・テクノジャパン・浜崎特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株)福田組横浜営業所	1,035,000,000	
東亜・土志田・浅沼特定建設工事共同企業体	横浜市中区太田町	東亜建設工業(株)横浜支店		辞退

不動テトラ・横浜建設・東神興業特定建設工事共同企業体	横浜市中区真砂町	(株) 不動テトラ横浜支店	931,940,100	※失格
西松・浅岡・日高特定建設工事共同企業体	横浜市西区北幸	西松建設(株) 横浜営業所	931,940,100	※失格
佐藤・国土開発・甲斐組特定建設工事共同企業体	横浜市中区日本大通	佐藤工業(株) 横浜営業所	931,940,100	※失格

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※) 入札高が最低制限価格を下回ったため失格。

6 県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第2工区）の概要

(1) 工 事 名 称 県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第2工区）

(2) 工 事 場 所 相模原市中央区横山4丁目2－1外

(3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 8階建
延床面積 2,695.75㎡（駐輪場を含む）
住戸数 48戸

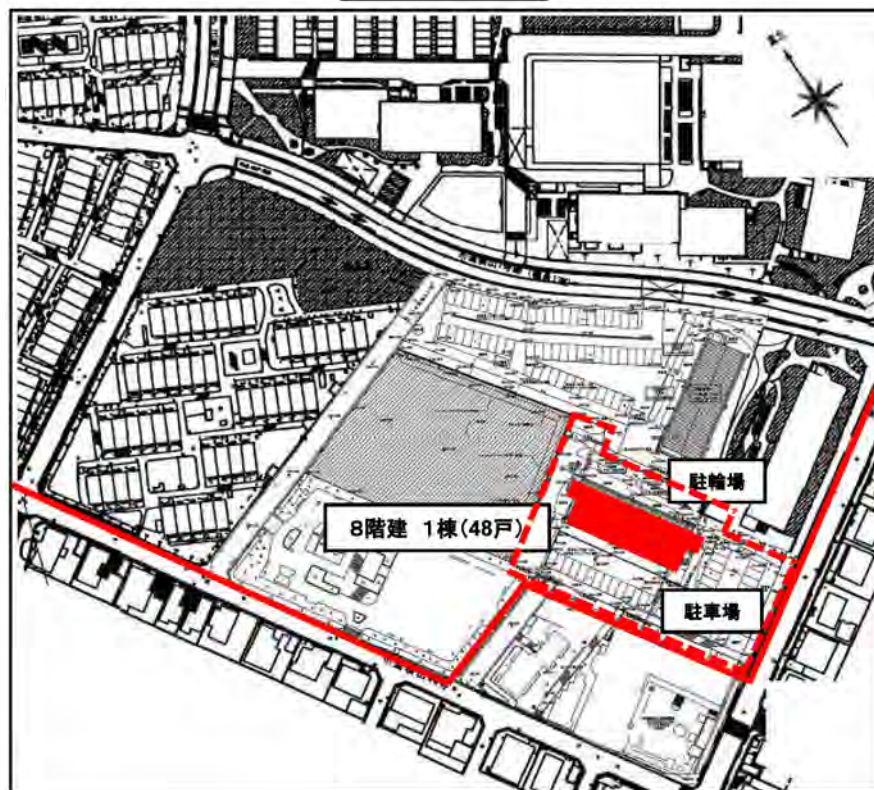
(4) 請 負 契 約 金 額 7億6,016万7,771円

(5) 請 負 契 約 者 名 三木・三共特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社三木組
代表取締役 三 木 康 郎
所在地 横浜市神奈川区青木町7番地16

県営横山団地公営住宅新築工事（5期一建築一第2工区） 概要図



位置図



配置図

入 札 執 行 状 況 調 書

工事名称 県営横山団地公営住宅新築工事（5期一建築一第2工区）

- 1 開札年月日 令和元年10月1日
- 2 落札額 760,167,771円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 69,106,161円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
三木・三共特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区青木町	(株) 三木組	691,061,610	落札 (くじ引き)
山王・センチュリー特定建設工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設(株)	691,061,610	(くじ引き)
日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事(株)	691,074,630	
小島・関野特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	691,130,430	
大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建(株)	691,130,430	
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株) 渡辺組	691,130,430	
匠・富士特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設(株)	691,130,430	
小俣組・古木建設特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株) 小俣組	691,130,430	
小雀・大野特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設(株)	691,130,430	
安藤・露木建設特定建設工事共同企業体	横浜市磯子区中原	(株) 安藤建設	691,130,430	
瀬戸・大神特定建設工事共同企業体	小田原市久野	瀬戸建設(株)	691,130,430	
紅梅・大旭特定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲町	(株) 紅梅組	691,130,430	
N B・中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区栄町	(株) N B建設	691,130,430	
アイグス・相陽特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック (株)	691,199,250	
亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業(株)	691,199,250	
櫻内・西野特定建設工事共同企業体	相模原市中央区鹿沼台	(株) 櫻内工務店	691,301,550	
工藤・サクラ特定建設工事共同企業体	横浜市青葉区新石川	工藤建設(株)	700,829,400	

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

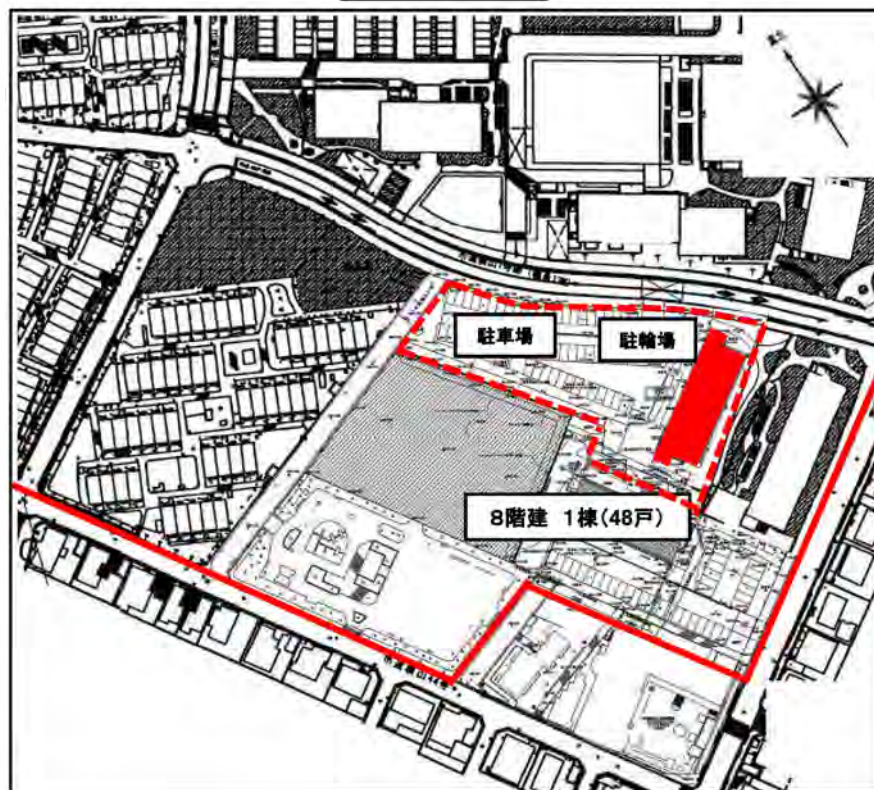
7 県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第3工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第3工区）
- (2) 工 事 場 所 相模原市中央区横山4丁目2－1外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 8階建
延床面積 2,695.75㎡（駐輪場を含む）
住戸数 48戸
- (4) 請 負 契 約 金 額 7億4,317万2,672円
- (5) 請 負 契 約 者 名 日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体
代表者 日成工事株式会社
代表取締役 森 野 英 俊
所在地 横浜市港南区上大岡西1丁目12番3号

県営横山団地公営住宅新築工事（5期一建築一第3工区） 概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営横山団地公営住宅新築工事（5期一建築一第3工区）

- 1 開札年月日 令和元年10月1日
- 2 落札額 743,172,672円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 67,561,152円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

(単位 円)

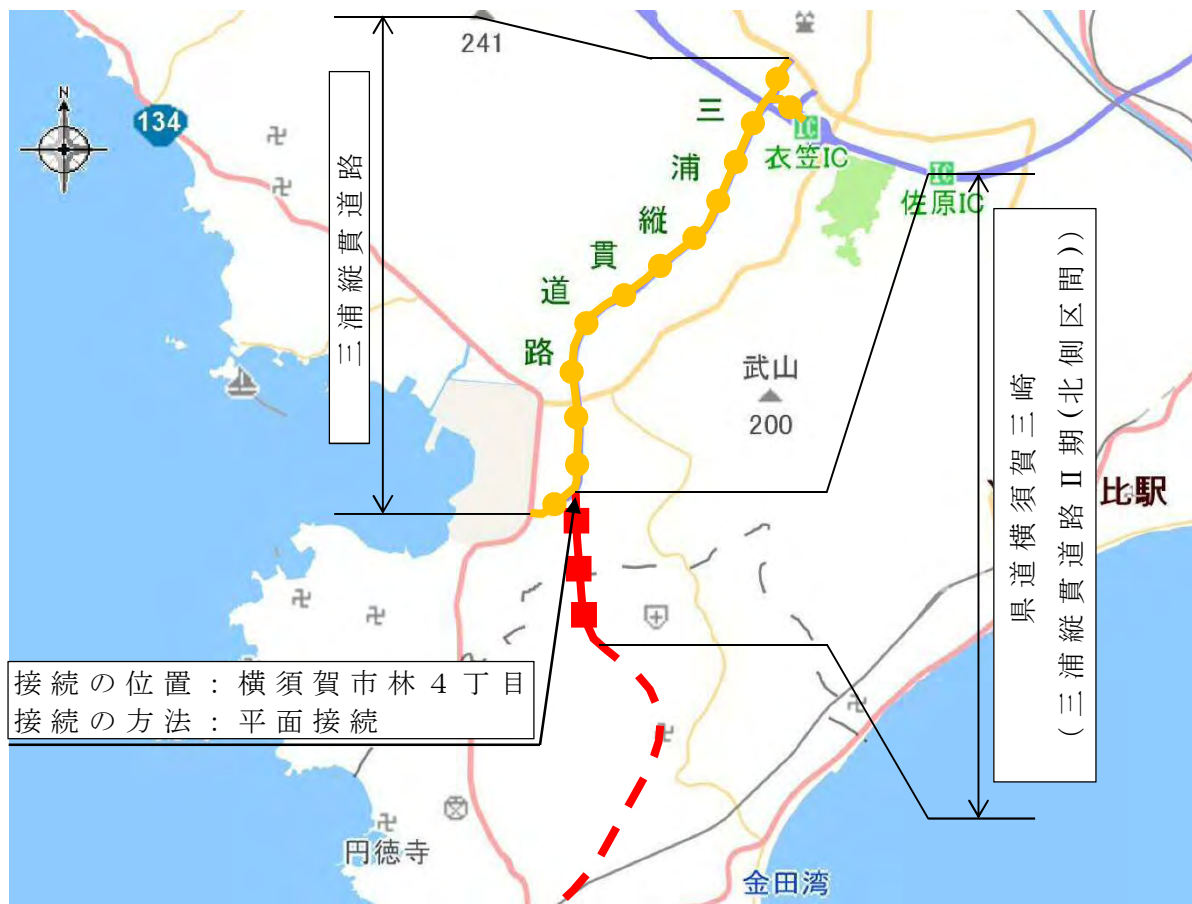
業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第 1 回入札高	
日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事 (株)	675,611,520	落札
工藤・サクラ特定建設工事共同企業体	横浜市青葉区新石川	工藤建設 (株)	675,617,100	
小島・関野特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	675,658,020	
三木・三共特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区青木町	(株) 三木組	675,658,020	
山王・センチュリー特定建設工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設 (株)	675,658,020	
小俣組・古木建設特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株) 小俣組	675,658,020	
小雀・大野特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設 (株)	675,658,020	
瀬戸・大神特定建設工事共同企業体	小田原市久野	瀬戸建設 (株)	675,658,020	
亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業 (株)	675,658,020	
紅梅・大旭特定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲町	(株) 紅梅組	675,658,020	
N B・中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区栄町	(株) N B 建設	675,658,020	
大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建 (株)	675,725,910	
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株) 渡辺組	675,725,910	
匠・富士特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設 (株)	675,725,910	
アイグス・相陽特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック (株)	675,725,910	
安藤・露木建設特定建設工事共同企業体	横浜市磯子区中原	(株) 安藤建設	675,725,910	
櫻内・西野特定建設工事共同企業体	相模原市中央区鹿沼台	(株) 櫻内工務店	675,986,310	

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

8 有料道路整備事業「三浦縦貫道路」計画 新旧対照表

変更後			現 行		
2 工事方法			2 工事方法		
二 他の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、道路運送法第2条の規定による自動車道及び総幅員5メートル以上のその他の道路）との交差又は接続の位置及び交差又は接続の方法			二 他の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、道路運送法第2条の規定による自動車道及び総幅員5メートル以上のその他の道路）との交差又は接続の位置及び交差又は接続の方法		
他の道路の路線名	交差又は接続の位置	交差又は接続の方法	他の道路の路線名	交差又は接続の位置	交差又は接続の方法
県道横須賀葉山	横須賀市衣笠町	平面接続	都市計画道路久里浜田浦線	横須賀市衣笠町	平面接続
一般国道16号 (横浜横須賀道路)	横須賀市衣笠町	立体接続	横浜横須賀道路	横須賀市衣笠町	立体接続
一般国道16号 (横浜横須賀道路)	横須賀市衣笠町	立体交差	横浜横須賀道路	横須賀市衣笠町	立体交差
市道7026号線	横須賀市衣笠町	立体交差	市道7026号線	横須賀市衣笠町	立体交差
市道5994号線	横須賀市太田和	立体交差	市道5994号線	横須賀市太田和	立体交差
市道6926号線	横須賀市太田和	立体交差	市道6926号線	横須賀市太田和	立体交差
市道6925号線	横須賀市太田和	立体交差	市道6925号線	横須賀市太田和	立体交差
県道横須賀三崎	横須賀市林1丁目	立体交差	県道横須賀三崎線	横須賀市林1丁目	立体交差
県道横須賀三崎	横須賀市林5丁目	平面接続	県道横須賀三崎線	横須賀市林5丁目	平面接続
県道横須賀三崎	横須賀市林4丁目	平面接続			

対象箇所図



凡 例	
三浦縦貫道路	
県道横須賀三崎 (三浦縦貫道路Ⅱ期(北側区間))	

9 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表【県土整備局関係】

改正			現行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～48（略）			1～48（略）		
49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1), (2)（略） (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（ <u>共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分</u> をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア（略） イ 共用部分 次に掲げる共用部分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(カ)（略） ウ（略）	49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1), (2)（略） (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア（略） イ 共用部分（ <u>共同住宅の住宅部分以外の部分</u> をいう。以下同じ。）次に掲げる共用部分に応じ、それぞれ次に定める金額（ア）～（カ）（略） ウ（略）
50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた	(1)・(2)（略） (3) 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）	50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた	(1)・(2)（略） (3) 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）

改 正			現 行		
定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア～ウ（略）	定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア～ウ（略）
51（略）			51（略）		
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1), (2)（略） (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。） 当	52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1), (2)（略） (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。） 当

改 正			現 行		
画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）		該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分 <u>（共用部分の審査を要しない場合にあっては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）</u> の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア～エ（略）	画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）		該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア～エ（略）
53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限り、51の項に該当する場合を除く。）	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	(1), (2)（略） (3) 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。） 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分 <u>（共用部分の審査を要しない場合にあっては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）</u> の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア～エ（略）	53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限り、51の項に該当する場合を除く。）	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	(1), (2)（略） (3) 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。） 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア～エ（略）
54・55（略）			54・55（略）		
56 建築物のエネルギー	建築物エネルギー	(1)（略） (2) 一の建築物（一	56 建築物のエネルギー	建築物エネルギー	(1)（略） (2) 一の建築物（一

改 正			現 行		
消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	消費性能向上計画認定申請手数料	戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。 <u>ただし、共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。）の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。</u> 以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略) イ・ウ (略) (3) (略)	消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	消費性能向上計画認定申請手数料	戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略) イ・ウ (略) (3) (略)
57～66 (略)			57～66 (略)		
9～11 (略)			9～11 (略)		